

市長記者会見資料  
令和3年11月22日

令和4年度 行政組織改正等について

- 1 感染症対策監（部長職）の新設
- 2 観光文化スポーツ部の新設
- 3 観光振興課、文化交流課及び文化財課の新設並びに東京オリンピック・パラ  
リンピック担当の廃止

(事務担当)  
職員課 行政管理係  
電話 22-7407

## 令和4年度 行政組織改正等について

### 【改正趣旨】

新型コロナウイルスなどの感染症対策のさらなる体制強化、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた観光・文化・スポーツ施策の推進を図るための体制の構築など、課題解決の着実な推進に的確に対応できる組織体制を整備するため、組織改正等を行います。

### 【改正項目】

- 1 感染症対策監(部長職)の新設
- 2 観光文化スポーツ部の新設
- 3 観光振興課、文化交流課及び文化財課の新設並びに東京オリンピック・パラリンピック担当の廃止

# 1 感染症対策のさらなる体制強化【感染症対策監の新設】

新型コロナウイルス感染症への対応については、保健福祉部長が感染症対策の様々な取組みを統括する役割を担い、全庁的な体制で対応を図っているところですが、より迅速で的確な対応を図るための体制強化の観点から、保健福祉部の所掌事務のうち感染症対策に特化し、その統括を担う専任の「感染症対策監」（部長職）を新設します。

## 【感染症対策監の主な役割】

- ・ 新型インフルエンザ等対策本部事務局長として対策本部を統括
- ・ 各種団体等との感染状況に応じた医療体制や検査体制等の調整
- ・ ワクチン接種体制の調整
- ・ まん延防止等に係る関係部署との連携

## ○行政組織上の位置づけ

改正前	改正後
保健福祉部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉課</li> <li>障がい福祉課</li> <li>健康づくり推進課</li> <li>地域医療課</li> <li>地域包括ケア推進課</li> <li>介護保険課</li> <li>各地区保健福祉センター</li> <li>保健所</li> </ul>	保健福祉部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉課</li> <li><b>感染症対策監</b></li> <li>障がい福祉課</li> <li>健康づくり推進課</li> <li>地域医療課</li> <li>地域包括ケア推進課</li> <li>介護保険課</li> <li>各地区保健福祉センター</li> <li>保健所</li> </ul>

## ○市新型インフルエンザ等対策本部体制の強化

改正前	改正後
市長（本部長） <ul style="list-style-type: none"> <li>副市長（副本部長）               <ul style="list-style-type: none"> <li>（対策本部事務局）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>【局長】 <b>保健福祉部長</b></li> <li>【参与】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所長</li> <li>危機管理部長</li> </ul> </li> <li>【次長】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉部次長</li> </ul> </li> <li>【総括担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所次長</li> </ul> </li> <li>【保健医療対策担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療課長</li> </ul> </li> <li>【まん延防止対策担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課長</li> </ul> </li> <li>【広報担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>広報広聴課長</li> </ul> </li> <li>【活動支援担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>（本部員）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>教育長</li> <li>代表監査委員</li> <li>水道事業管理者</li> <li>病院事業管理者</li> <li>各部等の長</li> </ul> </li> </ul>	市長（本部長） <ul style="list-style-type: none"> <li>副市長（副本部長）               <ul style="list-style-type: none"> <li>（対策本部事務局）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>【局長】 <b>感染症対策監</b></li> <li>【参与】                       <ul style="list-style-type: none"> <li><b>保健福祉部長</b></li> <li>保健所長</li> <li>危機管理部長</li> </ul> </li> <li>【次長】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉部次長</li> </ul> </li> <li>【総括担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所次長</li> </ul> </li> <li>【保健医療対策担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療課長</li> </ul> </li> <li>【まん延防止対策担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課長</li> </ul> </li> <li>【広報担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>広報広聴課長</li> </ul> </li> <li>【活動支援担当】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>（本部員）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>教育長</li> <li>代表監査委員</li> <li>水道事業管理者</li> <li>病院事業管理者</li> <li>各部等の長</li> </ul> </li> </ul>

## 2 観光文化スポーツ部の新設（文化スポーツ室と観光交流室の統合）

東日本大震災後における市民の心の復興に向け、文化・スポーツ施策の積極的な推進を図るため、文化・スポーツ施策を教育委員会から移管した上で「文化スポーツ室」を、観光交流人口の増大等を図るため「観光交流室」を設置し、両室はいずれの部にも属さない組織として、所管する特定の施策の推進に向け、専門的・機動的に取り組んできたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、まちの活力低下が懸念されている中、観光、文化、スポーツ分野の相互連携をより強固なものとし、コロナ禍収束後におけるインバウンドも含めた交流人口の拡大や地域の活性化を積極的に推進する体制の充実・強化を図るため、両室を統合し「観光文化スポーツ部」を新設します。

観光文化スポーツ部の新設に伴い「特定政策推進監」は廃止します。

改正前		改正後	
市	長	市	長
└─	副市長	└─	副市長
	総合政策部		総合政策部
	危機管理部		危機管理部
	総務部		総務部
	財政部		財政部
	<b>文化スポーツ室</b>		
	<b>特定政策推進監</b>		<b>(廃止)</b>
	<b>観光交流室</b>		
	市民協働部		市民協働部
	生活環境部		生活環境部
	保健福祉部		保健福祉部
	こどもみらい部		こどもみらい部
	農林水産部		農林水産部
	産業振興部		産業振興部
			<b>観光文化スポーツ部</b>
	土木部		土木部
	都市建設部		都市建設部

### 3 観光振興課の新設（観光交流課と観光事業課の統合） 文化交流課、文化財課の新設（文化振興課の再編） 東京オリンピック・パラリンピック担当の廃止

ウィズコロナ・アフターコロナにおける観光の再生に向け、新たな需要の創出や効果的な情報発信など、観光施策の戦略的・総合的な展開が求められる中、それらの効果的・効率的な推進を図るため、観光交流課と観光事業課を統合し、「観光振興課」を新設します。

観光交流課が所掌する都市交流事業については、延岡市や由利本荘市との交流など、歴史や文化を背景とした事業が中心となっていることから、文化振興業務との一元化による効果的な施策展開を図るため、「文化交流課」を新設します。

文化財に係る業務については、磐城平城の史跡指定など、専門性が高く、重点的な取り組みが求められることから、その推進体制の強化を図るため、「文化財課」を新設します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、スポーツ振興課「東京オリンピック・パラリンピック担当」は廃止します。

